静岡県公安委員会規則第２号

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年３月23日

静岡県公安委員会委員長　　生座本　磯　美

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則

静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（警務部の分課及び附置機関） **第13条**　（略） ２　警務課に、人事室、給与室及び企画室を附置する。 ３～５　（略） （警備部の分課及び附置機関） **第50条**　（略） ２　警備課に、警衛警護室を附置する。 ３　（略）	（警務部の分課及び附置機関） **第13条**　（略） ２　警務課に、人事室、給与室、企画室及び（仮称）浜松西警察署開設準備室を附置する。 ３～５　（略） （警備部の分課及び附置機関） **第50条**　（略） ２　警備課に、警衛警護室及びオリンピック・パラリンピック対策室を附置する。 ３　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、平成30年３月26日から施行する。